

保育入所に係る電子申請入力フォーム制作業務に係るプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

デジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている昨今、びったりサービスを活用した市民の電子申請の利用の推進が求められている。本業務は、市民が常に申請しやすい電子申請（びったりサービス）の環境を維持し、電子申請の利用促進を図るため、ユーザビリティの高い保育入所に係る手続きの電子申請入力フォームを制作することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 名称 保育入所に係る電子申請入力フォーム制作業務（以下、「本業務」という。）
- (2) 場所 宮崎市
- (3) 内容 別紙「保育入所に係る電子申請入力フォーム制作業務業務委託仕様書（企画提案用）」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (5) 提案限度額 ￥1,100,000（消費税及び地方消費税を含む）

3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務は、市民の電子申請利用促進を図るため、申請しやすい電子申請（びったりサービス）の入力フォームを制作する必要がある。そのためには、機能が多様化するびったりサービスのシステムの仕様を十分理解し、効果的に申請フォームを構築する専門的な知識やノウハウも必要な状況になっている。そのことから、専門的な技術を有している民間事業者からの提案を受けることで、目的に相応しい業務を効果的に行える事業者を選定することができる。

4. 公募型プロポーザル方式とする理由

価格のみによる競争では、市民が常に申請しやすい電子申請フォームであることの判断が難しく、効果的な業務が遂行できない可能性があるため。

5. 業務スケジュール

契約締結までのスケジュールは、以下のとおりとする。ただし、各日程については、事務の都合等により変更の可能性があります。

(1) 公募開始日	令和5年6月20日（火）
(2) 参加申込書の提出締切	令和5年7月10日（月）17時まで
(3) 参加資格確認の結果通知	令和5年7月14日（金）
(4) 質問の締切日	令和5年7月21日（金）
(5) 質問に対する回答	令和5年7月25日（火）
(6) 提案書の提出締切	令和5年7月31日（月）
(7) 審査の結果通知	令和5年8月14日（月）
(8) 契約締結	令和5年8月28日（月）

6. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 本市競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 応募時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの、もしくは暴力団または暴力団員統制下にある者でないこと。
- (5) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、宮崎市から指名停止の処分を受けていないこと。
- (6) 宮崎市税に滞納がないこと。

7. 参加申込みの手続き

- (1) 提出書類 ①応募申込書兼誓約書（別紙「様式1号」）
②応募者の概要、事業内容、実績、業務の実施体制がわかる書類（任意様式）
※ぴったりサービスや電子申請の構築に関連する業務実績の状況が評価項目になって
います。業務実績が分かるものを必ず提出すること。（別紙評価基準参照）
※本業務の参加資格は、「本市競争入札参加資格者名簿に登録があること」となってい
るため、納税確認同意書や暴力団排除に関する照会承諾書等の書類提出は不要です。
- (2) 提出期限 令和5年7月10日（月）17時まで（郵送の場合：必着）
- (3) 提出方法 下記提出先まで、持参又は郵送により提出すること。
- (4) 提出先 宮崎市 子ども未来部 保育幼稚園課 保育入所係（担当：深田）
〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号
- (5) 結果通知 令和5年7月14日（金）【予定】
- (6) 注意事項 提出後には、必ず電話で受取りの確認を行うこと。

8. 質問及び回答

- (1) 受付期間 令和5年6月20日（火）～令和5年7月21日（金）17時
- (2) 提出書類 別紙「様式2号 質問書」
- (3) 提出方法 下記提出先まで、メール又はFAXにて提出すること。
- (4) 提出先 宮崎市 子ども未来部 保育幼稚園課 保育入所係（担当：深田）
TEL：0985-21-1774 FAX：0985-27-0712
E-Mail：10jidou@city.miyazaki.miyazaki.jp
- (5) 回答期日 令和5年7月25日（火）
- (6) 回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。
- (7) 注意事項 提出後には、必ず電話で受取りの確認を行うこと。

9. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 ①企画提案書（任意様式）
②見積書（任意様式）
※企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
※会社名や会社を特定される部分は削除すること。
※原則全ての書類をA4サイズ規格での作成とする。ただし、やむを得ない場合はA3サイズ折りたたみでも可とする。
- (2) 作成方法 別紙「保育入所に係る電子申請入力フォーム制作業務 委託仕様書(企画提案用)」のとおり。
※必要な場合を除き、提案書等には個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。
- (3) 提出部数 各5部ずつ
※うち4部は写し可。
- (4) 提出期限 令和5年7月31日（月）必着
- (5) 提出方法 下記提出先まで、持参又は郵送により提出すること。
- (6) 提出先 宮崎市 子ども未来部 保育幼稚園課 保育入所係（担当：深田）
〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号
- (7) 注意事項 提出後には、必ず電話で受取りの確認を行うこと。

10. 評価方法

- (1) 評価基準 別紙「評価基準」のとおり
- (2) 選定方法 ①別紙「保育入所に係る電子申請入力フォーム制作業務プロポーザル方式選定委員会設置要領」第3条に規定する委員(保育幼稚園課長、情報政策課長、デジタル支援課長、保育入所係長)が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。
②各委員の採点の合計点数が最も高い提案業者を受託候補者として選定する。
③合計点数が同一の参加業者が複数いた場合には、審査基準のうち「2. 事業の内容」の項目の評価点の合計点数が最も高い団体を優先候補者とする。
④上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。
- (3) その他 次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合。
②提出書類に虚偽の記載があった場合。
③見積金額が、提案限度額を超えている場合。
④審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合。

11. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- (1) 結果通知 令和5年8月14日（月）
- (2) HP公開 令和5年8月15日（火）以降
- (3) 公表内容 ①受託候補者の名称、点数
②参加業者の名称（50音順）
③受託候補者以外の点数（点数の高い順）
（ただし、受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。）

12. 契約に関する事項

- (1) 契約の締結 受託候補者と宮崎市の間で、委託内容や経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。
- (2) 契約保証金 契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条第1項の規定に基づく、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。
- (3) その他 ①契約代金の支払いは、業務完了後とする。
②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

13. その他

- (1) 募集要領等の承諾
応募事業者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の内容を承諾したものとみなす。
- (2) 費用負担
本プロポーザルに係る費用については、すべての参加業者の負担とする。
- (3) 著作権
企画提案書等の提出書類の著作権は応募事業者に帰属する。ただし、市が宮崎市情報公開条例に基づき、企画提案書等の内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は企画提案書等の全部又は一部を無償でしようできるものとする。
また、契約に至らなかった応募事業者の事業提案書等については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。
なお、提出された書類は、企画提案者には返却しない。
- (4) 提出書類の変更等の禁止
提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市からの指示があった場合は除く。
- (5) 辞退
参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。
- (6) 禁止事項
 - ・応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - ・応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
 - ・応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
 - ・応募者が連合し、または不穏な行動等を行ってはならない。本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。

附 則

この要領は、令和5年6月20日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。